

## 電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案

[議事録 4/4]

## ・不法電波監視と携帯電話等通信抑止

不法電波監視の歳出増と外国波を含む監視の取り組み

携帯電話等通信抑止装置の運用条件

## ○吉川沙織君

最後に、不法電波監視と携帯電話通信機能抑止について少し伺いたいと思います。

先ほどは捜査の観点から取り上げたGPSですが、近年その性能はどんどん上がり、今までは範囲が広い位置情報しか特定できませんでしたが、今GPSで追尾すればその誤差は数メートルとも言われています。

一方で、外国波を含め様々な電波を発射して重要無線通信を妨害する事例も増えています。今回の電波利用料の予算を見ても、不法電波の監視については前回改正時と比べ約1.5倍となっており、必要性に迫られる対策であると言えます。不法電波の監視は無線局の適切な運用を確保する上で重要だと考えますが、現状、どのような取組を行っているのか、総務省電波部長に伺います。



## ○政府参考人(渡辺克也君)

お答え申し上げます。



電波は、スマートフォン、無線LANなど様々な形で国民の皆様にご利用されており、また消防防災無線、航空・海上無線などの重要無線は、御指摘のとおり、国民生活の安心、安全を支えるインフラとなっております。

このような電波利用において、混信、妨害を迅速に排除し、良好な電波利用環境を維持するため、総務省では電波監視に取り組んでいるところでございます。

具体的には、消防防災無線、航空・海上無線などへの

電波妨害に対応するための全国規模の電波監視設備、二つ目としましては、航空管制などに用いられる短波帯通信への国内外からの電波妨害に対応するための短波監視設備、さらに、国内外の人工衛星などから電波妨害に対応するための宇宙の電波監視設備の整備を行いまして、24時間365日体制で重要無線通信妨害に対応している状況でございます。

平成 29 年度からは、さらに、第 4 世代携帯電話など、より高い周波数帯を利用する無線システムに対応する電波監視体制の整備、また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けまして、競技会場ですとかその周辺における電波監視体制の充実強化を行うため、電波監視設備の拡充強化を図る予定としているところでございます。

今後とも電波監視体制の充実強化を図り、安全、安心な国民生活の維持に貢献してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

### ○吉川沙織君

今度は、その電波を抑止、通信を抑止する環境について伺いたいと思います。

平成 10 年 6 月 10 日、郵政省、発着信による迷惑防止のための電波利用の在り方に関する研究会報告書で、電波を利用した携帯電話等通信抑止装置の利用について、コンサートホール等、公共の福祉の増進に必要と認められる一定の条件に適合する場合、同年 12 月から携帯電話等通信抑止装置の設置を認めています。通信を抑止する場合は、携帯電話と同じ周波数の電波を



発射することで電波を妨げるものであるため、無線局の免許人となる必要はあります。

まず、携帯電話等通信抑止装置の運用に当たってどのような要件があるのか、総務省電波部長に伺います。

### ○政府参考人(渡辺克也君)

お答え申し上げます。

お尋ねの携帯電話等抑止装置につきましては、携帯電話等の普及により着信音が周囲に迷惑を掛ける事例が増加したことを受けまして、御指摘のとおり、平成 10 年に導入されたものでございます。劇場ですとかコンサートホールとかにおきまして静ひつの確保のために利用されている状況にございます。



この電波監視等抑止装置でございますが、携帯電話等と同じ周波数の電波を発射することで周囲の携帯電話等の一切の通信を抑止するものであることから、その運用に当たりましては、通信の抑止が社会的に容認される場合であること、二つ目としまして、携帯電話等の利用が制限されていることを利用者が十分認識し承諾しているといった点が要件になっております。さらに、無関係な第三者の通信を阻害することのないよう、携帯電話等抑止装置の電波が外部へ漏えいしないように運用することも要件としているところでござ

います。

総務省としましては、携帯電話等抑止装置の免許に当たりましては、こういった社会的なニーズも踏まえながら対応しているところでございます。

### ○吉川沙織君

社会的な要請を踏まえて対応されたとしても、現実問題それが難しい場合もあろうかと思いますが、どのような場合がそれが困難だと考えておられますか。



### ○政府参考人(渡辺克也君)

お答え申し上げます。

例えば、駅舎、道路、公園といった不特定の人々が自由に入り可能な空間では、先ほど御説明しました要件を満たすことは困難ということから、抑止装置の運用は現在行われていない状況でございます。

また、技術的な観点から一般論として申し上げますと、屋内でありましても、例えば大きな窓がある、あるいはごく近隣に携帯電話等の基地局があるといった、所によりまして屋内の通信環境が非常に良好である場合、抑止装置による抑止が困難になる、そういったケースもあるというふうに考えております。

### ○吉川沙織君

今答弁いただいた大きな窓があって低下させるのが難しいという場合のときに、通信環境をあえて低下させるような措置を講じれば抑止が可能となるのか、その場合、携帯電話等通信抑止装置を使用するときのみこういう措置を講ずればいいのかという疑問点があります。

例えば、周辺の携帯基地局の出力を下げることによって、つまり通信環境をあえて落とす環境をつくった上で、通信環境を落とした上で、電波の通信抑止が可能になって免許が下りた例があるとします。そのような環境で免許が下りた場合、免許を出したときの環境を常に保持する必要があるのかどうか、電波部長の見解を伺います。



### ○政府参考人(渡辺克也君)

お答え申し上げます。

通信環境が非常に良好な屋内空間においても、例えば窓に電磁波のシールドを張る、さらに状況によりましては、今御指摘ございましたように、施設管理者からの要請に基づきまして携帯電話事業者において施設内の基地局のアンテナの調整ですとかパワーを下げる、そういったことを講じることにより携帯電話等抑止装置による抑止が可能となる、そういったケースはあり得るとは考えられます。

また、総務省では、抑止装置を免許するに当たりましては、抑止装置単体の性能だけではなく、こうした周辺の電波利用環境といったものを総合的に勘案した上で抑止が適切に行われるか、抑止装置の電波が外部へ漏えいしていないかといったことについて個別に確認を行っている状況でございます。

こうした免許時の条件を踏まえすと、抑止装置を使用するときに限定して通信環境をあえて低下するような、そういった措置をその都度講じることは運用上非常に難しいのではないかというふうに考えております。

### ○吉川沙織君

今日は、電波法の改正案そのものの内容、改正内容が小幅ということもありましたので、電波利用料総額の歳入歳出の差額、それからその累積額の確認、その累積額をいかにして活用していくかということ、それから防災行政無線の整備率、先月の最高裁大法廷判決に基づく、携帯電話の位置情報の取得ですので、今般の大法廷判決とはもちろん異なりますけれども、同じ個人のプライバシーに関わる、しかもそのガイドラインができたときは、個人の携帯、当該利用者の携帯を鳴動させる、メッセージを表示して位置情報を取得されていることを利用者が知ることができるかという文言があったのを削って今は運用がなされている。警察庁からは、それで令状を取得したことはないという答弁でございましたけれども、片や車両にGPSくっつけて捜査するときは立法化が望ましいという判決が出ている以上、こちらのガイドラインについてももしっかり立法化に向けた措置をするべきだという思いであります。



ですので、これからも消防防災、電波行政全般について立法府の立場からしっかり見ていきたいということをお願い申し上げます。私の質問を終わります。

ありがとうございました。